

令和6年度 東北地方整備局管内 工事事故発生一覧（速報）

令和7年3月31日現在 企画部技術管理課

事故NO	発生日(曜日)	発時刻	発生県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
1	R6.04.01(月)	16:10	秋田	ダム工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	C S G材(石・砂れき、セメント、水の混合材)製造設備で仮溶接の鋼材の角度を調整中に鋼材とコンベアのフレームに右手親指の腹部が挟まれ切創した。	・作業手順書は作成していたが、鋼材の支持方法や固定方法等の細部のリスクを拾い切れていなかったこと。 ・鋼材重量約50 kgであり、人力で支えるには無理があったこと。
2	R6.04.15(月)	18:15	山形	トンネル工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	仮置きしていたケーシングの移動時にケーシングを吊っていたフックが横向きになっていることに気づき、作業を中止して直そうとしたところ、フックの向きが縦に戻って、出していた左手人差し指に当たり負傷した。	・吊っていたケーシングを一旦下ろしてフックを直すべきであったが、ケーシングを吊っていた際に吊り荷に手で届くほど接近したこと。 ・ケーシング玉掛け時に一人でワイヤー設置を行い、フックが正規の位置にかかっていないまま吊り上げたこと。
3	R6.05.10(金)	10:05	岩手	道路改良工事	物損公衆	機械・工具等取扱	一般車両損傷	既設コンクリート擁壁を圧砕機で取壊し後にバックホウで集積作業中、取り壊していないコンクリート部分にバケットが接触した際に飛び石となり、防護フェンスの金網の編み目部分から車道部に飛び出し、一般車両のバンパーにぶつかったもの。	・集積積み作業での安全に関する認識不足や危険予知についても意識を高める安全教育が不足していたこと。 ・作業手順書及び作業計画書には、下げた防護ネットフェンスに対して安全対策などの追加の記載がされないまま施工を行ったこと。
4	R6.05.14(火)	10:30	山形	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	その他	その他	レーダー局舎の外壁等の改修設計のため、現地調査中のところ、立ち入り禁止区域となっているレーダー室に侵入し、レーダー設備(Cバンド等)を停止させたもの。	・レーダー照査に関する危険性、危険箇所の把握等の周知が徹底されていなかったこと。 ・調査にあたって、入室・レーダー停止手続きルールが明確となっていなかったこと。
5	R6.05.16(木)	16:00	宮城	建築工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	躯体補強鉄筋工事において梁主筋を油圧式鉄筋曲げ機を使用中に、鉄筋工本人の判断ミスにより既存躯体と油圧式鉄筋曲げ機の間に左手人差し指を挟んだ。	・作業補助者(被災者)の判断に誤りがあったほか、鉄筋工本人の声掛け注意等が足りなかったこと。 ・電動油圧式ポータブルベンダー補助において、スイッチを入れたときの反動を予測していなかったこと。
6	R6.05.24(金)	11:30	山形	河川維持工事	物損公衆	建設機械	公共物損傷	除草作業中に遠隔操作の除草機械が距離標に乗り上げ、コンクリート杭が破損。	・構造物周辺の手刈りの範囲が狭く、また、作業前の構造物の位置、目印の有無等の確認が不足していたこと。 ・除草機械操作位置から後方が見にくい状況であったこと。
7	R6.05.28(火)	02:05	秋田	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	維持工事の夜間作業で路面清掃中、インターチェンジで路面清掃車が旋回しようとしたところに後ろから来た一般の大型トラックと接触した。	・作業車・各車両の湯沢IC出入口での転回場所及び方法が明確になっておらず、また、路面清掃車の運転特性を周知できていなかったこと。 ・運転手は路面清掃車の作業を終了し、回送のみであったため助手が乗車していなかったこと。
8	R6.05.28(火)	10:20	山形	道路改良工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	路床調査の為、バックホウにより植樹帯部の掘削作業を行っていたところ、植樹帯部に埋設されていた情報管路の管側部を損傷した。	・路床調査に関する作業計画において、人力スコップによる掘削、差込み確認など試掘作業方法の具体記述がなく、埋設物対策として周知不足であったこと。 ・埋設物管理者への立会要請をせずに調査を行ったこと。
9	R6.05.29(水)	15:30	山形	河川維持工事	労働災害	転倒	— (物損公衆以外)	堤防除草に伴う刈草のロール作業終了し、梱包機を堤防天端へ移動する際に、踏ん張っていた右足がすべり、負傷転倒した。	・梱包機の移動方法について明確な作業手順を定めていなかったこと。 ・梱包機の移動において、堤防坂路を使用せず、堤防法面を直接登る移動をさせたこと。

事故NO	発生日(曜日)	発時刻	発生日	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
10	R6.05.30(木)	14:45	宮城	河川工事	物損公衆	建設機械	架空線切断	樹木伐採に向け、重機(BH)搬入時に架空線を切断したものの。	・搬入ルート検討時、過年度の進入実績もあったため安全に入退場できるルートと決め打ちして、現地確認を怠っており、架空線に対し注意喚起する設備の設置がされていなかったこと。 ・運搬車両に対し、架空線や路肩の状況確認をする監視員が不足していたこと。
11	R6.06.06(木)	09:00	宮城	河川・道路構造物工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	夜間工事で片付け作業中、投光機が倒れたため投光機を起こした際に投光機の可動部に指を挟み裂傷を負った。	・資材ヤードでの作業について、資材搬入計画や機械等配置計画が施工計画書や作業手順書等に記載されていなかったこと。 ・投光機の照明部が可動する認識がなく、挟まれる場所を持ち手としたこと。
12	R6.05.21(火)	12:00	宮城	道路維持工事	物損公衆	機械・工具等取扱	露出線等損傷	5月21日に緑地維持工事の除草作業において、光ケーブルを切断したが、接続迂回によりデータの停止の影響はなく、受注者は気がつかなかった。6月10日に別業務の保守点検中にケーブル切断を確認した。	・元請職員による現場状況の確認作業が足りなかったこと。 ・危険箇所があっても通常通り肩掛け式草刈り機を使用していたこと。
13	R6.06.20(木)	14:50	山形	道路附属物工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	植樹帯の撤去掘削において、バックホウで埋設されていた情報ボックスのボディ管を破損させたもの。	・試掘作業前に埋設物の位置や深さは周知していたが、施工方法や安全管理方法等の指導が不足していたこと。 ・試掘で使用したバックホウが解体仕様であり、オペレーターから掘削箇所の視認性が悪くまた、埋設シートから情報管路保護管天端までを人力掘削でなくバックホウの刃先でほぐそうとしたこと。
14	R6.06.21(金)	14:45	宮城	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	建設機械	— (物損公衆以外)	アスファルト舗設において、路盤材敷均し作業中にバックホウで後退したところ、バックホウと被災者の左足が接触したもの。	・機械作業を行う際、作業準備及び作業中の安全確認を行わなかったこと。 ・バックホウによる路盤材敷均しを視認性の悪い後進作業で行ったこと。 ・監視員が常駐していたが、一時的に不在となったこと。
15	R6.06.23(日)	09:15	山形	道路維持工事	物損公衆	交通災害	道路施設損傷	通常巡回を実施中、歩道上に落下物を発見し進入して道路パトロールカーを後進させた際に転落防止柵に車両後部左側面を接触させたもの。	・作業手順書において後進に関する記載がなく、後進に対する具体的な手順が定められていなかったこと。 ・運転員は、車両停止位置付近の確認を怠って左後方にあった転落防止柵に気づかないまま車両後進させ、また、巡回員は、車両から降りようとせず、車両後方の直接確認及び会図誘導を怠ったこと。
16	R6.06.24(月)	13:45	福島	道路改良工事	物損公衆	機械・工具等取扱	一般車両損傷	改築工事現場において、市道部脇の除草を行っていたところ、飛び石防止のネットフェンスで防ぎきれなかった石が第三者車両に接触にし、割れたガラスにより運転手が軽度の切り傷を負ったもの。	・昨年度も同様の事故が発生し、飛散防護ネットの配置等対策を見直したものの社員及び作業員に伝わってなかったこと。 ・飛散防護ネットを使用して作業をしていたが、草刈り作業員と飛散防護ネットの配置・間隔に問題があったこと。
17	R6.06.25(火)	11:00	福島	河川維持工事	物損公衆	機械・工具等取扱	露出線等損傷	草刈り機付きバックホウで堤防除草をした際に、地下水位計及び地下水位計ケーブルを損傷したものの。	・支障物の目印は設置されていたが、先行刈りが行われず、支障物はないものと思い込んで除草作業を行ったこと。 ・本来は手鎌で作業すべきところであったが、肩掛式草刈機を使用したこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生日時刻	発生県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
18	R6.06.27(木)	10:25	宮城	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	地質調査位置の現地状況確認するため、下草を仮払いする目的で、カバンの中から鎌を取り出す際に、素手で鎌の刃先に触れてしまい指先を切創したものの。	・業務計画書への刃物使用の記載がされておらず、また、KYシートに鎌等を使用する場合の注意点の記録が無かったこと。 ・刃物の保護に用いるカバーは自作したものであり、移動中の振動等で外れてしまうような不適切なものであったこと。
19	R6.07.02(火)	08:40	秋田	道路改良工事	労働災害	転倒	— (物損公衆以外)	型枠脱型作業のため単管パイプを持ったまま転倒し負傷したものの。	・要因があるにもかかわらず、注意喚起明示や立入防止措置が不足していたこと。 ・つまづく要因である発泡目地が残置されていたこと。
20	R6.07.04(木)	00:05	山形	道路維持工事	労働災害	墜落・転落	— (物損公衆以外)	夜間作業で中央分離帯の植樹剪定作業後、3トンユニック(パワーゲート)の荷台からバルーンライトと共に作業員が転落したものの。	・双方が声をかけず、バルーンを引っ張り、テールゲートリフターに向けて後ろ向きで作業したこと。 ・ユニック車のテールゲートからの落下の危険性を軽視し、車輪を止めるストッパー等の対策を怠ったこと。 ・テールゲートリフター作業において、昇降板上で作業できるスペースを確保しなかったこと。
21	R6.07.08(月)	14:00	福島	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	交通災害	その他	バックで車を旋回中にコンビニの駐車場に設置された防犯灯にバンパーに接触したものの。	・公共構造物(電柱)軽視、店舗敷地内は私有地であるとの認識が希薄、業務中の運転であることの意識が低いこと。 ・KY活動後に作業を開始する予定であったが、元請の現場作業担当者の到着が遅れ、KY活動を実施しないまま現場で一人作業を行ったこと。
22	R6.07.12(金)	16:30	山形	舗装工事	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	トンネル内の舗装型枠を4tユニック車に積込む際に、トンネル内の照明灯にユニック車のブームが接触し、照明灯を破損させたものの。	・作業計画書・特定作業計画書に照明灯の位置の記載がされておらず、KY記録簿にて照明灯への危険予知がされてなかったこと。 ・玉掛合図者は、吊上げ時に資材の方に注意が向いて、ブーム先端を確認せず合図してしまったこと。
23	R6.07.13(土)	16:26	秋田	河川工事	労働災害	建設機械	— (物損公衆以外)	仮設鋼矢板現場搬入時の荷下ろし作業中、バックホウ(クレーン仕様)で吊った鋼矢板に作業員が接触して被災したものの。	確認中
24	R6.07.15(月)	15:08	岩手	道路維持工事	物損公衆	その他	その他	国道を巡回中、徒歩パトロールのため一時駐車しようとした際、運転席側のリアバンパーが小学校のフェンスに接触したものの。	・車両待機場所の周辺調査や情報収集や現地における危険予知が不足していたこと。 ・通常のバックで大丈夫との思い込みや慣れもあって、車外に出て周囲の確認など後方全体の確認が不十分であったこと。
25	R6.07.18(木)	09:10	宮城	道路改良工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	排水路撤去に伴う仮排水路をつくるため、バックホウ0.25m3にて掘削中にφ20の給水管を破損したものの。	・埋設物付近で手堀りを先行した埋設管の有無を確認せず、給水管の位置を特定しなかったこと。
26	R6.07.22(月)	16:00	秋田	河川維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	ダンプトラックが土砂搬出後に会社へ帰る途中、対向から乗用車が左折し出てきたため左側によったところ、左側に停止してる乗用車に接触した。	・運転中に起こりうる危険に対し、運転手の認識不足があったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生日時刻	発生県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
27	R6.07.19(金)	13:10	秋田	河川維持工事	物損公衆	機械・工具等取扱	露出線等損傷	肩掛式草刈機で除草中に水位計埋設管の保護管及びケーブルの切断したものの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書に作業範囲の周辺にある構造物や障害物の位置を事前に確認し、通信ケーブルなどの配線や配管の有無を確認すること等記載していなかったこと。 ・ 支障物への目印がピンポイントで設置されていなかったこと。
28	R6.07.26(金)	09:00	山形	道路維持工事	物損公衆	その他	一般車両損傷	10アンダーパス部の通行止めを行っていた交通誘導を行っていたところ、冠水部分に誤って一般車両を誘導し、一般車を浸水させたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路上規制の作業手順について、大雨による冠水対応をふまえた作業手順等の記載がなかったこと。 ・ 国道規制箇所とランプ冠水箇所が約250m離れており、冠水箇所手前にカラーコーン等の立入り禁止設備がなく、容易に冠水箇所へ通行できる状態だったこと。
29	R6.08.01(木)	10:00	秋田	道路附属物工事	死傷公衆	交通災害	一般車両損傷	国道ランプ部で作業後、リターンを行うため脇道にて転回を行って脇道から県道に出る際、右側から来た一般車と接触したもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全訓練時に規制方法に関しては教育を行ったが、規制時以外の現場走行については、説明を怠っていたこと。 ・ 工事現場ごとの転回場所を明確にしていなかったこと。
30	R6.08.02(金)	23:30	福島	交通対策工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	工事で設置したビタリングが一般車両走行時に巻き込みによりバンパーが損傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビタリングの設置について、作業手順書が無かったこと。 ・ 第1走行にビタリングを設置したことにより、第2走行車線に比べ第1走行車線の方が一般車の速度超過の影響を受けてビタリングが盛り上がったこと。
31	R6.08.05(月)	14:13	岩手	道路維持工事	労働災害	機械・工具等取扱	(物損公衆以外)	路肩除草作業中、手鎌により左手人差し指を切創したもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌等の刃物を使用する際の保護手袋選定及び草刈鎌の使用に際しての危険性・有害性の認識不足があった。 ・ 複数の蔓を掴み、見にくい状態で切断面に手をおいてしまったこと。
32	R6.08.06(火)	15:20	宮城	道路維持工事	労働災害	転倒	(物損公衆以外)	法面を上がり国道に出ようとした交通誘導員が転落防止柵に足がかかり転倒したもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工場所の確認不足で、作業計画に不備があったこと。 ・ 作業時以外の危険事項について、交通誘導員の認識が足りていなかったこと。
33	R6.08.09(金)	09:55	秋田	フィルダム工事	労働災害	機械・工具等取扱	(物損公衆以外)	水中ポンプにサクシオンホースを差し込もうとしたが、うまく入らなかったため左手でホースを抑えながら右手のカッターでホース先端に切り込みを入れようとしたところ、滑って左手を切創した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ サクシオンホースの切断方法を定めておらず、水中ポンプにサクシオンホースを取り付ける方法が伝わらなかったこと。 ・ 経験不足により、サクシオンホースを水中ポンプに差し込む手順を知らず、本来行うことがない作業を行ったこと。
34	R6.08.15(木)	20:40	秋田	フィルダム工事	労働災害	挟まれ	(物損公衆以外)	ボーリング作業中、着底したロッドを動かすためにパイプレンチで上端のロッドを回していたところ、ロッド全体が下がり、小指が挟まれたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロッド高止まりした際の作業手順が明確に決められていなかったこと。 ・ トングを取り外し落下防止措置がない状態で、パイプレンチに挟まれる可能性がある部分に手を添えてしまったこと。
35	R6.08.21(水)	14:00	宮城	道路維持工事	物損公衆	機械・工具等取扱	一般車両損傷	除草作業中に飛び石により走行車両のボディに傷をつけたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業手順の順番が守られていなかったこと。 ・ 飛散防止ネットを適切な位置で使用する前に刈払いをおこなっており、適切な位置での使用ではなかったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発時刻	発生県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
36	R6.08.22(木)	10:00	福島	ダム工事	物損公衆	機械・工具等取扱	露出線等損傷	除草作業中に作業員が誤って挙動観測計器のケーブルを切断したものを。	・除草作業での危険性について作業員の理解が不足していたこと。 ・肩掛け式草刈機による先行刈り作業では、職長より作業員に作業開始前に除草範囲・構造物の確認を行うこととなっていたが、当日はケーブル立ち上がり箇所を再度把握していなかったこと。
37	R6.08.22(木)	11:31	山形	河川工事	死傷公衆	交通災害	一般車両損傷	片側交互通行規制で下り線を一般車両が進行中、上り線で待機していた一般車両を誘導員の指示により進入させた。その後、下り線を進行する1台目の車両が停止し、2台目の車両が急ブレーキをかけ停止したため、3台目が停止できず2台目車両に追突した。	・交通誘導員の慣れによる確認不足であったこと。 ・交通誘導の作業指示方法の不備、指導不足があったこと。
38	R6.08.27(火)	16:20	山形	河川工事	物損公衆	交通災害	公共物損傷	堤防へ資機材搬入時に後退にて進入するため、道路上で転回しようとした際に橋梁名が記載してある構造物に接触したものを。	・現地の状況が、運転手に周知されておらず、作業計画の内容に不備・不足があったこと。 ・トラックの運行を運転手1人で行っており、車両の方向転換等を行う際の誘導や進入口の安全確認を行う者がいなかったこと。
39	R6.08.27(火)	23:10	宮城	交通対策工事	物損公衆	機械・工具等取扱	埋設物損傷	夜間作業で、歩道部をBH(0.25m ³)で掘削作業中に水道管を破損したものを。	・水道管位置や埋設深についてH=1.2mと指示していたが、「不慮の位置にあるかもしれない」といった慎重さの周知が不足していたこと。 ・水道本管の試掘調査をしていなかったこと。
40	R6.09.02(月)	09:56	宮城	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	建設機械	公共物損傷	橋梁点検車を車庫(官施設)から出庫したところ、車庫の自動シャッターが全開していたために点検車上部と接触して、シャッターを損傷させたものを。	・橋梁点検車出庫時の安全確認不足していたこと。 ・シャッター開操作と並行して運転補助員が格納庫内で他作業を実施していたこと。
41	R6.09.02(月)	11:40	宮城	河川工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	ダンプが土砂運搬中に、交差点を左折しようとしたところ、車両の一部が対向車線にはみだし、反対車線から走行してきた軽自動車の前面右側部とダンプの後方泥よけ部が接触したものを。	・KY時に運搬ルートを示した図を使用して危険箇所を口頭で説明していたが、危険箇所を図として伝えていなかったこと。 ・10tDTが対向車への注意が不十分であり、また、左折時に減速が不十分で車両後部が対向車線へはみ出したこと。
42	R6.09.03(火)	09:40	宮城	鋼橋架設工事	物損公衆	建設機械	一般車両損傷	クローラ式高所作業車で場内走行中に単管バリケードと接触し、単管バリケード7基程度を押し込み、端部の単管バリケード2基が国道の右折車線に逸脱し一般車両と接触したものを。	・クローラ式高所作業車の旋回範囲に余裕がなかったこと。 ・監視員が上部の作業を注視し、また、合図者が下部旋回体の接触に気づかず合図を行ったこと。
43	R6.09.03(火)	09:20	福島	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	機械・工具等取扱	露出線等損傷	流砂観測所で刈払機による除草作業中、カメラの、ソーラー独立電源バッテリーボックス同士をつなぐケーブルを破損した。	・除草作業の手順書を作成しておらず、また、平面図等による具体的な範囲を指定していなかったこと。 ・機器類周辺は手鎖等で作業すべきところ、肩掛け式草刈り機を使用していたこと。
44	R6.09.04(水)	11:40	秋田	ダム工事	労働災害	機械・工具等取扱	(物損公衆以外)	法面吹付工の作業において、ノズルを使って吹付を行っている最中に圧があがり、その衝撃で被災したものを。	・事故事例の調査が不足しており、吹付作業に対するリスクの洗い出しが十分ではなかったこと。 ・同様の事故事例について十分に水平展開されていなかったため、脱臼に対する設備的な対策を行っていなかったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発時刻	発生日	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
45	R6.09.05(木)	08:00	福島	道路改良工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	朝礼後に現場へ車両で移動する際に、左側からくる被害車両に気づかず交差点へ進入してしまい、一般車両と接触したものの。	・現場内の危険箇所の周知・教育不足があったこと。 ・交差点で左側を確認できるカーブミラーの設置及び一時停止・左右確認の看板が設置されていなかったこと。
46	R6.09.05(木)	10:40	秋田	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	墜落・転落	— (物損公衆以外)	モノレールを利用した資材運搬中に荷がずれ、モノレール台車を停車させて荷の調整をしようと1人で荷台に上がった際、荷とともに転落したものの。	・高所作業という認識が不十分であり、また、慣れによって「これくらいは大丈夫だろう」という気持ちがあったこと。 ・荷台の積み荷を固定・固縛しておらず、また、ドラム缶をモノレールに載せる際に不安定な状態で積み込んでしまったこと。 ・積み荷のズレを直すために、作業員が荷台に乗ってしまったこと。
47	R6.09.06(金)	10:00	福島	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	交通災害	公共物損傷	河川巡視でクランク箇所を曲がる際にパトロールカー後部ドア側をサイクリングロードの防護柵に接触したものの。	・巡視経路での狭い通路の事故防止として、業務計画書で周知していたが、交代要員に具体的な狭い通路等が周知されておらず、また、河川巡視員と2名体制での安全運転行動が明確でなかったこと。 ・河川巡視員が降車して安全確認せず、助手席の窓からのぞき込み左側の障害物との距離を誘導したこと。
48	R6.09.06(金)	13:30	宮城	海岸工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	現場事務所内の草刈作業中、バランスを崩し、肩掛け式草刈り機の刃先が作業の補助にあっていた被害者に向かい、左手を負傷したものの。	・刈払い機を操作する場所(危険区域)を具体的に定めておらず、作業員同士の距離が近づいてしまったこと。 ・草刈りの手元作業に適した保護具の着用をしていなかったこと。
49	R6.09.09(月)	14:40	宮城	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	橋梁点検に伴う蜂の巣除去のため、橋梁点検車のブームを橋面から展開していたところ、橋梁のアーチ部材に橋梁点検車のブームを接触させたものの。	・上り線側から下り線側に移動して作業するにあたり、上り線との構造の違い(歩道があることで外側に張り出す事)に関する注意喚起を怠ったこと。 ・蜂駆除の防護服を2名分しか準備しておらず、もう1名が搭乗できなかった結果、点検補助員がバケツに同乗して周囲の確認をできなかったこと。
50	R6.09.10(火)	05:10	山形	トンネル工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	トンネル坑口でロックボルト打設でモルタル注入を行っていたところ、目に異物が入ったものの。	・保護メガネを着用することは指導及び日々の声がけをしていたが、密着させることまで指導していなかったこと。 ・着用していた保護メガネの外周側に隙間があったこと。
51	R6.09.11(水)	12:00	秋田	電気通信工事	物損公衆	建設機械	工事車両損傷	ユニック車からミニバックホウを下ろす途中でブームを伸ばした瞬間に転倒したものの。	・クレーン選定において、吊り荷の最大重量及びクレーンの作業半径における定格総荷重を確認しなかったこと。 ・揚重作業をする際、吊り荷(バックホウ)の重量及びクレーンの能力が適切に確認しなかったこと。
52	R6.09.12(木)	23:15	岩手	道路維持工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	クラック注入作業中、釜で熱した注入液が誤って作業員の太ももにかかり火傷をしたものの。	・作業内容に適応した人員を配置できていなかったこと。 ・防災エプロンの着用を義務づけていなかったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生日時刻	発生県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
53	R6.09.13(金)	14:00	山形	河川維持工事	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	橋梁歩道部を通過して遠隔操作の除草機械を移動中、橋梁の高欄に除草機械が当たったもの。	・作業計画・作業手順書で具体的な指示がなく、また他工事との兼ね合いで施工位置の順序が変わり、指示が曖昧になったこと。 ・機械を右岸から左岸へ移動する際、自走で橋を渡るように指示したこと。
54	R6.08.29(木)	09:00	山形	舗装工事	物損公衆	飛来・落下	一般車両損傷	型枠設置作業時にコンクリート釘をセットハンマーで打ち込み作業を行った際に、コンクリート釘が飛散し、一般車両に当たったと思われるもの。(被災者の主張と現場作業内容について、ほぼ合致していることから、事故報告に至ったもの。)	・型枠固定の作業方法を明確にしておらず、工事従事者の判断で型枠側部の舗装に釘を直接打ち込みして固定する作業を行ったこと。 ・通行車線の路側で作業する際の飛散防護を行わず、また、使用した釘が再利用品であり、先端が丸くなり鋭さが低下していたため、強くハンマーで叩いたこと。
55	R6.09.16(月)	11:30	宮城	建築工事	労働災害	墜落・転落	(物損公衆以外)	躯体補強足場を解体中に、資材を持ったまま体をひねった際、足元のスリーブ開口養生部に足を取られ、右足をスリーブ内に落とし、膝裏を負傷したものの。	・蓋にはズレ止めが施されていた他、赤色の着色で注意喚起もされていたが、設置から時間が経過していたこともあり、蓋がズレていたこと。 ・作業場所の床開口位置を作業前に確認し、作業エリアの危険予知することが不足していたこと。
56	R6.09.17(火)	14:16	宮城	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	歩道部の緑地帯除草作業中、作業員移動車両を移動するため後進した際、車道に停車していた一般車両に接触したものの。	・誘導者を配置せずに後進してしまったこと。
57	R6.09.20(金)	21:50	秋田	道路維持工事	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	内装板上部清掃時、壁面取付消火設備にトンネル壁面ブラシの噴射ノズルが接触し、消火設備の格納枠およびブラシ部を損傷したものの。	・支障物との接触に対する明確な操縦方法を定めておらず、操縦者の操縦しやすさに任せ、作業方法の周知が不足したこと。 ・支障物の確認を怠り消火設備の位置の認識にずれがあり、また、人力作業箇所を軽減させるため、支障物に接近して作業を行ったこと。
58	R6.09.26(木)	10:50	福島	舗装工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	歩道部の統合柱(信号、照明)の基礎をバックホウ(0.1m3)で掘削中に、側溝下の水道引き込み管に接触し破損したものの。	・朝礼時のKYミーティングにおいて、給水引込管については無いものと考えていたため周知していなかったこと。 ・占用台帳に給水引込管の記載が無く、人力掘削を行わず作業を進めたこと。
59	R6.10.01(火)	10:00	青森	河川工事	労働災害	墜落・転落	(物損公衆以外)	河道掘削箇所の仮設道路造設作業中のバックホウオペレーターが付近の用水路に誤って落ちて負傷したものの。	・予定外行動や作業外区域の立入りの禁止など安全管理の指示や注意喚起等が不足していたこと。 ・トイレ設備がなく、また、機械見張員を配置していなかったこと。
60	R6.10.13(日)	15:15	秋田	機械工事	労働災害	墜落・転落	(物損公衆以外)	足場の組立作業中、足場板の隙間を金網ネットで塞ぐ作業を実施する際に足を踏み外して足場板の間に左足がはまったものの。	・作業手順書には足場の手順が示されていたが、ワンフロアごとに実施することの詳細な記述がなかったこと。 ・投光器の設置、ヘッドライトの併用で必要照度は確保していたが作業員自らの陰により一部視認性の悪い箇所があったこと。
61	R6.10.15(火)	15:23	宮城	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	橋梁点検中、リースのリフト車のブーム基部を橋脚柱部に接触させ、橋脚の損傷(擦り傷)及びリフト車を損傷させたものの。	・安全計画及び現場KY活動時において、リフト車ブームの屈折部の接触という危険認識の共有が不十分であったこと。 ・現場責任者、バケット内操作者と作業員(点検者)の作業分担が不十分のまま、バケットと橋脚の接触のみに意識が集中し、ブーム屈折部の接触に対する注意が不足していたこと。

事故 NO	発生日(曜日)	発 生 時 刻	発 生 県	工 事 種 別	災 害 分 類	事 故 要 因	物 損 公 衆 の 被 災 区 分	事 故 の 概 況	事 故 の 主 た る 要 因
62	R6.10.22(火)	10:15	宮城	測量・調査・ 設計・点検等 業務	労働災害	その他	道路施設損傷	橋梁点検診断の作業において、アーチリブの腐食欠損箇所を足を接触し、安全長靴の上から押され受傷した。	・作業前に足下周辺の危険部位に気づかなかったこと。 ・安全靴を履いていたため過信があり、足下が負傷する危険性を予知せず、また、やや不安定な体勢でも写真撮影が可能と判断したこと。
63	R6.10.24(木)	08:15	岩手	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	維持工事業業車両が現場に向けて北進中に交差点内の右折レーンで一時停止していた対向車が右折進入してきて、直進中の維持工事業業車両の右側前方部に衝突したものの。	・作業で使用する資機材を積んだ車両そのものの点検は行っていたが、運転する作業員への安全運転の指導が不足しており、また、KY活動では、交通安全指導も行っているが、一部形骸化され活かされていなかったこと。
64	R6.10.24(木)	10:40	秋田	ダム工事	物損公衆	交通災害	公共物損傷	工事現場へ社用車で移動中、脇見運転により道路脇の田んぼ面に逸脱した。	・運転と関係のない行動で運転に集中しないことの危険性や通い慣れた道路で起こる事故の想定等の安全に対する教育が不足していたこと。
65	R6.10.24(木)	16:10	岩手	測量・調査・ 設計・点検等 業務	物損公衆	交通災害	公共物損傷	UAV測量における標定点設置作業を終え、駐車場所から転回しようとした際に、確認不足により車止めに接触したものの。	・作業員は事故は発生しないとの思い込みや慣れから現場作業での安全に関する認識不足がしており、危険予知について安全教育が不足していたこと。 ・車両を駐車する際、予め決められた「道の駅」ではなく、現場に近い現道交差点付近のスペースに駐車し、また、車両を後進させる際の確認が不十分だったこと。
66	R6.10.31(木)	11:50	秋田	河川工事	労働災害	挟まれ	(物損公衆以外)	鋼矢板打ち込み作業中に振れ留め金具が鋼矢板と定規に挟まり固定され、その振れ留め金具を外そうとした際にワイヤーの外れ止め金具が振動で降下して、ワイヤーの外れ止め金具と振れ留め金具に右手中指を挟み挫創した。	・作業手順書の重要性和作業手順の理解に関する職員の教育が不十分であったこと。 ・ワイヤー外れ止め金具を手動で締め付けることが出来るように改造して使用し、また、ワイヤー外れ止め金具を外さずに振れ止め金具を外そうとしたこと。
67	R6.11.08(金)	11:30	岩手	河川工事	物損公衆	建設機械	工事車両損傷	仮設工として敷鉄板を敷設する作業中、バックホウ0.45m3級にて鉄板を吊って旋回したところ、バランスを崩しバックホウが横転した。	・労働安全衛生法第29条違反
68	R6.11.14(木)	10:40	岩手	電線共同溝工事	物損公衆	機械・工具等取扱	埋設物損傷	止水を目的とした薬液注入の観測井戸作業を実施中、埋設物(水道管本管)を破損したものの。	・試掘調査により埋設物の位置が判然としない場合の対応を検討していなかったこと。 ・埋設物の目視確認が出来ていない部分を想定に基づき選定し、削孔したこと。
69	R6.11.15(金)	11:00	秋田	フィルダム工事	物損公衆	交通災害	道路施設損傷	ダム現場より現場事務所への帰路において、運転操作の誤りにより逸走し樹木に衝突したものの。	・毎朝の朝礼時に体調確認を行っていたが、業務中の体調変化を確認する体制になっておらず、作業員が体調不良を感じたが運転を継続したこと。
70	R6.11.18(月)	15:50	秋田	河川工事	労働災害	転倒	(物損公衆以外)	土砂運搬終了後、ダンプマスクを外すため、荷台に登り外した後、ダンプに設置してあるはしごを降りる際に足を滑らせ転倒し、敷鉄板に頭部をぶつけたものの。	・昇降に利用した椅子は滑りやすい状態で、昇降設備がなかったこと。 ・車内に装備されていたヘルメットを降車時に未着用だったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生日時刻	発生県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
71	R6.11.23(土)	09:40	宮城	公園工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	大型ダンプが現場へ盛土材を運搬したあと、空車で土取場へ積込のため県道を走行中、交差点で町道を走行してきた一般の普通乗用車と衝突したものの。	・大型ダンプの停止距離内で、普通乗用車を認識しなかったこと。
72	R6.11.26(火)	10:53	福島	道路維持工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	高所作業車上で樹木剪定のため左手で枝をつかみ、右手でチェーンソーを操作中にチェーンソーが跳ね返り左手を負傷したものの。	・使用工具の選定等枝払いの詳細な作業手順書がなく、また、新たなチェーンソーを導入した際に作業手順の改訂、技能者への教育・指導を行わなかったこと。 ・枝払いを高所作業車上の不安定な体勢で行い、また、チェーンソーを両手で使うべきところ、片手で持ち作業を行ったこと。
73	R6.11.28(木)	14:04	福島	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	その他	— (物損公衆以外)	電気室で作業中に低圧電灯盤の内扉を開けて写真撮影しようとした際、内部に左手が接触し感電したものの。	・現地調査計画書に事前に電気工作物の管理者もしくは主任技術者の許可を得ること及び調査作業は原則として2名以上の体制により実施することについての記載をしていなかったこと。 ・活線(充電・通電)状態のまま中扉を開けて高圧充電部に近づき調査し、また、絶縁保護具を装着していなかったこと。
74	R6.11.29(金)	20:30	山形	道路改良工事	物損公衆	建設機械	一般車両損傷	工事の準備で、資材を運搬中、交差点に差し掛かったところ、緊急車両が接近したため交差点内で停車、後方から来た緊急車両が通過と同時に信号が赤に切り替わり歩行者の進路妨害となっていたことから、後方に下がったところ、後ろの一般車両と接触した。	・新規入場教育として4tダンプトラックの運転、特に夜間の運行上の注意点等についての具体的指示・教育がなされていなかったこと。 ・4tダンプトラックの車両特殊性と死角範囲についての十分な知識と実車での確認をしていなかったこと。
75	R6.12.02(月)	09:12	山形	河川維持工事	物損公衆	建設機械	架空線切断	河道内の樹木伐採中にバックホウのアームが電力線に接触したものの。	・架空線等上空施設の調査及び、既設占用箇所の処置方法を管理者に連絡、確認、協議を怠ったこと。 ・電線横断部の明示及び、監視者配置の不備があったこと。
76	R6.12.03(火)	08:30	山形	河川維持工事	死傷公衆	交通災害	— (物損公衆以外)	作業員が現場へ向かう途中、前方で停車していた第1被害者に気づきブレーキを踏んだが、間に合わずに追突。その弾みで第1被害者の車が第2被害者へ追突し3台の玉突き衝突事故となった。	・現場事務所～作業現場間の車両運行経路を定めておらず、経路上の危険注意情報について、工事従事者への周知が不足しており、また、会社から工事現場に対して、車両運行管理に関する安全指導が不足していたこと。
77	R6.12.09(月)	10:45	福島	トンネル工事	物損公衆	交通災害	その他	土砂運搬ダンプトラック走行中に左後輪の後ろ側2本が外れて、うち1本は反対車線側に転がり、沿道民家の車庫のシャッターに衝突し損傷させた。もう1本は路側で停止した。	・元請企業が関与してホイールナットの取付け状況を確認する体制が取られていなかったこと。 ・点検実施者(当該ダンプトラック運転手)がダンプトラックの日常点検において、ホイールナットの緩みに対する適切な点検を怠ったこと。
78	R6.12.12(木)	12:05	秋田	道路改良工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	当該工事の担当技術者が昼休憩のため現場を出て市道から国道へ右折進入する際、左方向から走行していた一般車両を見落とし、一般車両の右ドアに接触したものの。	・安全教育等の不足から運転に対する慣れや過信により安全意識が低下していたこと。
79	R6.12.15(日)	12:50	秋田	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	国道交差点付近にて、除雪グレーダーによる除雪作業中に、信号待ちの一般車両に追突した。	・作業手順書に、除雪作業中の除雪機械との車間距離の明示のみで、一般車両との距離を確保する記載がなかったこと。
80	R6.12.16(月)	13:15	福島	橋梁保全工事	労働災害	その他	— (物損公衆以外)	休憩所の敷地内において、橋梁ひびわれ補修工の後片付け作業の際に、廃棄しようとしていた空缶の尖った部分で、右手の小指に切り傷を負ったものの。	・作業手順書の一つ一つの細かい作業(空き缶切り口の養生等)については記載していなかったため、全体的な作業への注意喚起に留まっていたこと。 ・保護手袋を装着せず、切り口が鋭利な空缶の上蓋部分を挿込んだこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生日時刻	発生県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
81	R6.12.17(火)	15:40	宮城	道路附属物工事	物損公衆	交通災害	公共物損傷	作業終了後国道敷地でミーティングを行うため、2tダンプを後進した際に市管轄の防犯灯に接触したものの。	・現場代理人による危険箇所の確認が不十分であったこと。 ・誘導員を配置しての誘導を怠り、後退時の後方確認が不十分であったこと。
82	R6.12.22(日)	15:40	山形	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	薬剤散布車で薬剤散布中に吹雪により視界不良のため徐行中、前方を走ってた普通車に追突したものの。	・ホワイトアウトで視界が悪くなった際、薬剤散布作業を続けており、吹雪時作業における注意喚起や新規入場教育が不足していたこと。 ・積雪が多く、積み荷をいつもより若干多めに積んでいたため、制動距離が大きくなったこと。
83	R6.12.25(水)	10:20	秋田	ダム工事	物損公衆	その他	一般車両損傷	ダム構内の除雪実施のためホイールローダーを移動時、駐車中の一般車両にホイールローダーの排土板が接触したものの。	・駐車している一般車両が白色で存在気づかず、除雪ローダーが接触したこと。
84	R6.12.29(日)	08:10	山形	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	国道と県道交差点内で除雪作業中、除雪グレーダのタイヤが一般車のサイドミラーに接触したものの。	・交差点処理の作業計画(マニュアル)を定めておらず、除雪方法がオペレーターまかせになっていたこと。 ・交差点における先行除雪車の作業状況の確認不足及び後進時の除雪車周囲の安全確認不足があったこと。
85	R7.01.03(金)	04:18	青森	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	除雪トラックが交差点で停車から発進したところ、追い越し車線を走行してきた一般車両と接触したものの。	・一般車両への対応や助手の役割などの作業手順不足、交通安全認識欠落及び危険予知・安全教育不足など管理的要因があったこと。 ・後方確認を十分行わず、周囲の安全確認不足や見落としがあったこと。
86	R7.01.06(月)	08:00	山形	河川工事	物損公衆	建設機械	架空線切断	バックホウにて休憩所付近への入り口(国道沿い)の除雪作業を実施した際に、誤って電力線に引っ掛け切断し、NTT線に接触したものの。	・架空線の調査を実施して架空線注意ののぼり旗を設置していたが、年末年始休暇前に飛散防止対策で撤去し、架空線についての危険意識の欠如していたこと。 ・使用機械の施錠の不備があり、担当者以外で除雪作業を行ったこと。
87	R7.01.07(火)	11:37	岩手	道路改良工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	10tダンプへ土砂積み込み後に、BHオベがダンプトラックのあおりが閉まっていないことに気づき、荷台を少しダンブアップさせて閉めようとしたところ石が転がってきてあおりに挟まった。その石をBHオベが除去しようとしたところ、急に石が落下しあおりが戻り、右手中指・人差し指を挟んだ。	・ダンプトラック運転手に対して運行前点検時、土砂の積み込み後及び荷卸し後に荷台やテールゲートオートロックの状態を確認することの教育が不足していたこと。 ・ダンプトラック荷台のテールゲートオートロックの確認が不足し、また、挟まった石を手作業で取り除こうとしたこと。
88	R7.01.08(水)	16:10	山形	河川・道路構造物工事	労働災害	転倒	— (物損公衆以外)	土留め鋼矢板の引き抜きを断続的作業を行い、待機時間から作業再開で持ち場に戻る際、敷鉄板の上で足を滑らせ転倒し、腰を打ったものの。	・安全通路を設置しておらず、また、注意喚起の看板がなかったこと。 ・長靴の底の溝に雪が付着し、滑りやすい状態で濡れた敷き鉄板の上を歩行したこと。
89	R7.01.09(木)	15:40	秋田	道路改良工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	新設埋設管路設置のためバックホウにて床掘していた際に、国交省所有の既設埋設管路の空き管(FEPφ80 1本)を破損したものの。	・重機オペレーター及び作業員への注意喚起不足であったこと。 ・試験掘り調査で埋設物を確認していなかったこと。
90	R7.01.13(月)	05:30	山形	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	交通災害	公共物損傷	調査業務集合場所へ移動のため堤防道路から高水敷のへ下りる坂路を走行中、路面が凍結しており、停止できずに、高水敷坂路部に設置されている擬木の柵に衝突したものの。	・積雪・凍結など冬季特有の環境条件に対する安全管理・対策について、社内では周知・指導したが、再委託先には不足していたこと。 ・路面が凍結していることを予測しないまま、減速を十分せずに車両を坂路へ進入し走行させたこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生日時刻	発生県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
91	R7.01.10(金)	23:10	青森	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	国道で除雪グレーダによる除雪作業中、除雪した雪が交差点内に残ったことから、雪を除去するため、交差点を過ぎたところで一度除雪グレーダは待機。信号が青になり後退したところ、交差点内で右折のため停車していた乗用車に接触した。	・1名によるワンオペ除雪車の後進時などの運転作業手順の不足、危険予知や安全教育不足など、管理的要因が起因していたこと。 ・雁行編成作業において除雪車同士の有効離隔を確保する対策がなく、また、後方確認を十分行わず、周囲の安全確認不足や見落としがあったこと。
92	R7.01.14(火)	15:40	山形	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	下り線除雪作業中のグレーダの刃が、上り線を走行していた一般のダンプトラックのタイヤに接触したものの。	・除雪作業時対向車の接近に注意する詳細な説明が不足していたこと。 ・助手から対向車への危険合図がなく、路側の堆積した雪や視界不良で道路端を曖昧な感覚で認識してしまい、すれ違いの判断を間違ったこと。
93	R7.01.16(木)	14:20	宮城	建築工事	物損公衆	その他	公共物損傷	庁舎4階空調機のドレン管撤去し仮設配管をする予定であったが、失念して3階・2階の空調機械室、教室の天井、床等を濡らしたものの。	・元請けの作業点検が十分に行われておらず、また、関係者への現場状況等の周知が十分に行われていなかったこと。 ・空調機用ドレン管の撤去作業後、仮設配管設置を失念したこと。
94	R7.01.20(月)	09:10	岩手	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	挟まれ	(物損公衆以外)	ボーリング資材撤去時にモノレール操作を誤り、立木とモノレール荷台に右足を挟まれ被災したものの。	・作業員の独自の判断で作業計画の変更をして、モノレール台車の停止位置を決められた位置より上方に移動させたこと。 ・モノレールと接触する位置に立木があったがモノレールを傾かせて通過させ、また、モノレール本機の脱落を懸念し慌ててモノレールを止めようとしたこと。
95	R7.01.22(水)	09:00	福島	建築工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	バックホウによる掘削作業の際、外部散水栓への給水管を損傷させ、給水管周辺に漏水したものの。	・工事を進める際に支障のある箇所を協力業者と確認することについて不足しており、その結果を作業手順書に反映していなかったこと。 ・バックホウによる掘削作業の前に、庁舎内にある給水管の元バルブを閉栓し止水処理を行うべきであったが、止水を行わなかったこと。
96	R7.01.22(水)	23:00	秋田	道路維持工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	標識の杭基礎を打設するため、オーガ掘削をしていたところ、道路占用がなされていなかった給水管を破損させたものの。	・現地の調査が不十分で情報収集が不足していたこと。 ・事前に施工箇所の試掘(1.6m)を行ったことで、埋設管無しと思いこんでいたこと。
97	R7.01.26(日)	08:00	岩手	道路維持工事	物損公衆	建設機械	公共物損傷	除雪作業中、交差道路である市道部のマンホールに除雪グレーダのブレードが接触し、マンホール蓋が破損したものの。	・除雪オペレーター、情報連絡員のコミュニケーションが不足し、危険箇所の周知ができおらず、市道側の道路上に道路付属物があることを把握していなかったこと。 ・官地外に出た時は、グレーダのブレードを徐々に上げて、巻き込みながら擦り付ける作業が、徹底されていなかったこと。
98	R7.01.27(月)	04:30	秋田	道路維持工事	物損公衆	建設機械	公共物損傷	維持工事の除雪作業中、ロータリー除雪車スイングアームで雪堤処理をしていた際、CCTV下部茶色のBOX(無停電電源装置)に接触したものの。	・作業前ミーティングでのマーキング内容の指示伝達や注意点の説明が不十分だったこと。 ・支障物位置を示したマーキングを除雪者(オペレーター・助手)が停止位置と認識し、マーキング位置ぎりぎりまで作業を行ったこと。
99	R7.01.27(月)	15:40	福島	道路維持工事	物損公衆	機械・工具等取扱	架空線切断	出張所構内の高木剪定中に架空線(NTT占用ケーブル)に絡まったつる草を処理しようと切った際に跳ね上がった架空線とチェーンソーが接触したものの。	・つるの絡まり具合(テンションの有無)の事前確認を行わなかったこと。 ・ケーブル周辺においてチェーンソーを使用したこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	発生県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
100	R7.01.28(火)	13:50	秋田	その他	労働災害	建設機械	— (物損公衆以外)	重ねていた矢板の端部をバックホウのバケットで持ち上げ台木を設置しようとしたところ、持ち上げていた矢板が落下し、その反動で台木が跳ね上がり、作業中の現場代理人のあごを強打した。現場代理人はそのまま転倒し、敷設板に頭と体を強打した。	・安全作業に対する意識が軽視しており、また、鋼矢板移動・搬出・搬作業の玉掛け方法及び吊上げ方法等について、作業手順を明確にしていなかったこと。 ・バックホウのバケットで鋼矢板を持ち上げ、また、作業計画で予定していない現場代理人が台木設置作業を行ったこと。
101	R7.02.12(水)	14:30	秋田	道路維持工事	労働災害	転倒	— (物損公衆以外)	路面補修のため移動片側交互通行規制を実施するため作業車から降り規制配置位置まで向かう際に縁石付近の泥に左足をとられ転倒したものの。	・日頃から実施している作業への慣れから、危険予知が不十分であったこと。 ・泥だまり等の支障物の除去を行わず、滑りやすい靴で作業を行っていたこと。
102	R7.02.13(木)	13:00	岩手	電気通信工事	物損公衆	飛来・落下	一般車両損傷	IC入口に設置していた工事看板が風により飛び、道の駐車場所に駐車中の車両の窓に当たり破損させたもの。	・看板におもりを載せていることで、看板が倒れたり、飛散しないという認識不足があったこと。 ・暴風雪警報が発令されていたが、看板を撤去せず、使用を続けたこと。
103	R7.02.14(金)	05:45	山形	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	除雪グレーダ国道の除雪作業中に、対向を走行してきた一般の大型トラックが接触したものの。	・作業手順書にはみ出し禁止等の記載がなく、また、方がブレードがはみ出し場合どうするかを教育していなかったこと。 ・除雪作業でブレードをタイヤからはみ出し、また、幅員が狭い箇所で大車とすれ違う際に一時停止しなかったこと。
104	R7.02.12(水)	05:45	宮城	道路維持工事	労働災害	転倒	— (物損公衆以外)	巡回点検を行うため、開削部にある車止め基礎路上設置物を、車両通行できるように巡回員が移動しようとした際、足が滑って転倒した。転倒したところへ車止めが倒れてきた。	・川内受電所の巡回についての作業手順書が無く、車止め移動について危険性を見逃していたこと。 ・滑りやすい安全靴を履いており、また、現場は雪が圧雪しており滑りやすい状態であったが、除雪作業を行わないで作業をしたこと。
105	R6.07.25(木)	09:30	秋田	道路改良工事	労働災害	その他	— (物損公衆以外)	作業現場に残置した資機材(発動発電機、電動工具、型枠残材等)を回収に向かった作業員1名が上方で崩落した土砂に巻き込まれたもの。	確認中
106	R7.02.19(水)	10:55	岩手	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	道の駅への情報ケーブル施工の際、工事用車両の軽トラックが、路肩部で転回しようとしたところ、後ろから走行してきた一般の粉粒体運搬車と車両のサイド部分を接触したものの。	・通常の一般交通の流れと交差点や出入口、駐車帯への進入方法と異なるり、後方・周囲を確認し、慎重に駐車する必要があったが、現場における危険予知が不足していたこと。 ・路側帯に駐車する際、後方車両の確認や右ウインカーを出すのが遅れたこと。
107	R7.02.24(月)	11:55	青森	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	国道に合流するランプを除雪グレーダで除雪中、道路幅を更に広げるため、10m程後進したところ、後続の軽自動車が増車しており、接触したものの。	・作業員にバック走行に伴う拡幅除雪作業が必要な区間と認知されておらず、作業計画と作業手順の不備、危険予知や安全教育不足などがあったこと。 ・後進時にバックモニター確認しなかったことなど後方確認を十分行わず、周囲の安全確認不足及び見落としがあったこと。
108	R7.02.23(日)	00:20	青森	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	国道自動車専用道路の本線からICのOFFランプ入口を除雪トラックの排雪板で除雪作業中、雪の多さで進め無くなり後退したところ、後続の乗用車が停車しており、接触したものの。	・除雪車3台の雁行作業において除雪トラックを最後に配置し排雪不可能にさせるなど、作業計画が機械能力誤認となる内容であったこと。 ・バックモニターとミラーによる後方確認を十分行わず、周囲の安全確認不足、見落としがあったこと。
109	R7.02.25(火)	15:00	山形	河川工事	労働災害	墜落・転落	— (物損公衆以外)	大型土のうを盛土材に転用するため、高水敷へ運搬作業実施中、キャリアダンプから降りようとして昇降設備に足をかけたところ、滑って転落したものの。	・3点支持で昇降するという注意喚起が足りなかったこと。 ・右手に物を持った状態で手すりをつかみ、また、長靴に泥がついた状態で昇降を行ったこと。
110	R7.02.22(土)	10:00	青森	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	除雪グレーダーが国号の県境までの除雪作業を終え、国道を走行して防災ステーションに戻る途中でタイヤチェーンが破損し、後続車両のフロントガラスに当たったもの。	・運行前点検でタイヤチェーンの明確な点検基準がなく、点検者の判断に個人差が生じており、機械作業の点検と作業手順の不足、危険予知と安全教育の不足があったこと。 ・回走速度がタイヤチェーン取扱説明で明記している30km/hを超過したこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生日時刻	発生日	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
110	R7.02.22(土)	10:00	青森	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	除雪グレーダーが国号の県境までの除雪作業を終え、国道を走行して防災ステーションに戻る途中でタイヤチェーンが破損し、後続車両のフロントガラスに当たったもの。	・運行前点検でタイヤチェーンの明確な点検基準がなく、点検者の判断に個人差が生じており、機械作業の点検と作業手順の不足、危険予知と安全教育の不足があったこと。 ・回走速度がタイヤチェーン取扱説明で明記している30km/hを超過したこと。
111	R7.03.03(月)	14:10	宮城	道路維持工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	円形側溝の施工を行うためバックホウで掘削中にN T Tのケーブルを切断したものの。	・移設資料確認不足及び情報共有が無かったため、対応に不足が生じたこと。 ・移転移設箇所の事前確認がなされておらず、移設していない範囲を床掘したこと。
111	R7.03.03(月)	14:10	宮城	道路維持工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	円形側溝の施工を行うためバックホウで掘削中にN T Tのケーブルを切断したものの。	・移設資料確認不足及び情報共有が無かったため、対応に不足が生じたこと。 ・移転移設箇所の事前確認がなされておらず、移設していない範囲を床掘したこと。
112	R7.03.05(水)	05:15	福島	道路維持工事	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	除雪グレーダーにより路肩の拡幅除雪を実施していたところ、路肩側に寄りすぎたためガードレールに接触したものの。	確認中
113	R7.03.05(水)	14:10	山形	道路維持工事	物損公衆	建設機械	架空線切断	雪底処理車で雪提処理作業中に国道の照明灯の引き込み電線(東北電力管理)を切断したものの。	確認中
114	R7.03.05(水)	09:30	福島	建築工事	労働災害	転倒	(物損公衆以外)	新規入場教育後、現場に移動中に転倒し、左膝をコンクリート床にぶつけた。そのまま、午前中は作業を継続した。お昼の休憩中に痛みが酷くなり、病院に行き受診した。	確認中
115	R7.02.18(火)	18:00	宮城	ダム工事	物損公衆	その他	環境汚染	仮排水トンネル工事において、掘削時に湧水が発生。濁水処理施設を設置した上で施工を行っていたが、濁水処理設備の処理能力を超過し一部の未処理水(アルカリ水pH11~12程度)が河川に流出した。	・濁水処理設備を点検する人員配置が不十分で環境測定頻度が不足しており、また、対応フローを決めておらず、作業を中止する判断を誤ったこと。 ・濁水処理設備(異常警報装置)の整備不良があり、また、濁水処理設備の能力が見合っていないこと。
116	R7.03.14(金)	10:00	福島	橋梁保全工事	労働災害	その他	(物損公衆以外)	作業員がブラケット天端から約1.4m下の足場に飛び降りた際、足場上にあった養生用のシートロールの上に右足のみ着地し、右足をひねったもの。	確認中
117	R7.03.18(火)	09:35	福島	鋼橋架設工事	物損公衆	建設機械	公共物損傷	橋桁の架設作業中、強風にあおられ、桁に設置していた吊足場パイプが雲水峯樋管の上屋アクリル板にぶつかり損傷したものの。	確認中
118	R7.03.19(水)	15:00	山形	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	運搬排雪作業中、雪捨て場へ向かう途中の排雪用ダンプトラックが町道T字路で左折を行う際に、配達用タンクローリーの左後部と接触したものの。	確認中
119	R7.03.28(金)	13:40	福島	鋼橋架設工事	労働災害	機械・工具等取扱	(物損公衆以外)	橋梁上部工事において、下床版型枠解体のため、吊鋼棒のダウン作業を行い、ジャッキを盛り替える際、ジャッキを落としジャッキ先端と支圧板の間に右手中指を挟み裂傷したものの。	確認中
120	R7.03.30(日)	11:30	青森	建築工事	物損公衆	機械・工具等取扱	公共物損傷	庁舎4階空調機械室の床を研っていたところ、既存電線配管及びその中にある電線を損傷させたもの。	確認中
121	R7.03.31(月)	08:30	福島	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	機械・工具等取扱	埋設物損傷	業務のボーリング調査の際に土地改良区のパイプラインを損傷させたもの。	確認中